愚考を示すことにした。

拙著『ヨハネス・メスナーの自然法思想』に書

評をお寄せ下さったことにつき、先ず米倉弁護士に心より御礼を申し上げる。また『社会と倫理』の編集委員から応答されたしとの要請もあったので、これはお引き受けしない手はない。更に、自己認識に資するとともに、読者に多少とも自然法論に僅かであっても関心を有していただけるならこれに優るものはない。と、こう考えていささか

先ず、評者の断り書きとして「実務からの書 評」である旨が示される。その上で、氏が弁護士 として、「実務の中で受け止めたこと(「2」)、実 務から学問に対して考えること(「3」)、実務と学 問から離れ、それ自体として印象ぶかく思った言 葉(「4」)、の順で」評釈される。何れの項目にお いても、なるほどそういう受け止め方、しかも好 意的な受け止め方をして頂いている―「弁護士が 伝統的自然法論を受け止め、法実務の中で自然法 を生かす」基本方針で書かれている―のかと教え られることばかりである。一読してのこれが書評 に対する私の感想である。再読してみて、考えて みた。書評の槍玉に当たっている筈の私はどう応 答すればよいのだろうか、と。これまでの自分な りの理解においては、書評とは、先ず以てなるべ く公正無私な内容の紹介を前提にして、或いは、 好意的である場合でも思考の不明点を更に明確化 するように問題提起を行うか、或いは、相当手厳 しく(場合によっては全面的に)取り上げるか、 という類のものである。そういう意味において、 応答せよとの要請にどう応答したらよいものや ら、戸惑っている。

そこで、この返信では、順不同に心に浮かんだことを肩肘張らずに(一通り書いた後で最小限の字句訂正はあり得るとしても)先ずは書き記してみることにしよう。

「弁護士が伝統的自然法論を受け止め、法実務の 中で自然法を生かすことについて考え」られる筋 道で、先ず、

「2 法実務における自然法」の(1)実務の基本的規範に関連して、

実務において、細目的規範は無数にあるが、細目的規範よりも基本的規範のほうが重要である。細目的規範は覚えるのが大変で、適用領域が限られるが、基本的規範ははじめから分かっていて、適用領域は広い。実務の大部分は基本的規範によって、大かた無事に遂行されている。実務における基本的規範のはたらきは常に驚くべきである。基本的規範を明確に意識することは、実務に緊張感を与え、実務を安定させる。

とある。

基本的な規範を米倉弁護士は、「嘘をつかない」に始まり、「約束を守る」、「各人に各人のものを帰せよ」から「いかなる社会も、人間が自由で自己責任を負う存在として活動することを確保しなければならない。服従は絶対的ではなく、人間の尊厳が確保される限りにおいてである。」などに至るまで、じつに丁寧に数え上げて下さっている。そして、次のごとく語られる。

交渉・裁判、コンプライアンス、社会運営それぞれの具体的場面において、これらの規範を明確に意識するとき、今何をなすべきか、今何をなしてはならないかの具体的規範(例えば、この契約の遵守、この虚偽報告の禁止)は、各人の実務において、明確である。

――寔にヨハネス・メスナーの基本姿勢がここに 明言されている。私としてもこんなに嬉しいこと はない。しかし、こう言うだけでは、評者はご理 解下さるとしても、読者にとっては説明不足の感 は拭いきれないかも知れないので、少しだけ補足 しておく。

不可知論的な立場をいかにも学識のある証であるかのように看做す傾向が一時期はかなり見られたようだが(とくに20世紀初頭、ジョージ・E・ムーアの『倫理学原理』が登場して以来、情緒倫理学

のチャールズ・スティーヴンソンの『倫理学と言 語』などの影響も大きかった)、メスナーは、日々 生活する人間一人一人の実践の現場では、それと は反対に、誰もが(或いは多くの者が)行為の善 し悪し、行為の適不適を考慮に入れながら行動し ていると言う。それは取りも直さず、人は自分の してよいこと、してはならないこと、した方がよ いこと、等の考量をさほどの困難もなく理解して いることを示唆している。そうであるならば、こ の最も一般的に観察されることを説明することが 出来なければならないであろう。実際、それは子 供に始まり成人に成長していく人々の日常生活の 至るところに理解のための鍵が与えられている。

象徴的な論題の一つとして、『アンティゴネー』 において提起された「永遠普遍の」自然法、神の 法が、確かに実話にではなく悲劇において描かれ てはいるのだが、人間にとって普遍的で深刻重要 な問題であるがゆえに、メスナーに限らず、多く の思想家の多くの文献で繰り返し言及されてい る。それは、我々一人一人の心の中に、どれほど 否定しようとしても否定しきれずに、却って明ら かに迫って来る心の働きがあるからである。

この心の内奥から呼び掛けてくる普遍的な事態 に注目して、スコラ学は倫理の基本を考えてきた。 難しい言葉に見えるが、synderesisとconscientiaと いう語によって説かれることがしばしばある。大 事なことは、我々が実際に経験する「良心の疼き」 とか「良心の咎め」、「良心の疚しさ」とかは、ど れもこれも(「今、此処での」hic et nuncと限定さ れる) 具体的な行為に関わって登場する。これは conscientiaに関わる。それに対して、およそ「良心」 の働きが現実に見られる(現実的に良心が発動す る)というからには、そうした状況下でそうした 行為に出たときに、まさにそうした良心の働きが 作動するための、(いわば準備態勢が備わってい るという意味での、スタンバイ状態の) 前提とし てのsynderesisが存在してこれを保証していると 考えなければならない。多少緩やかに説明すると するならば、ちょうど素人であれ玄人であれピア ニストが或るピアノ曲をひくことが実現する (conscientia の次元に対応) ためには、それを可 能にするだけの蓄積された実力(synderesisの次

元に対応)が備わってスタンバイ状態でなければ ならないようなものであろう。これは汎用性のあ る世界の理解の仕方である。聖トマスが synderesis を habitus として説明したことにも十分 な理由があった(実は、私自身、昔はこのことの 意味がよく分からなかった)。

メスナーは、この聖トマス以来の考え方を独自 の方法で更に展開して見せたのであった。

米倉弁護士は、「(6) 規範の発展、良心の発展 | において、

本書は、次のとおり、規範が発展すること、 良心が発展することを教示する。本書の知見 を知ると、努力する気持ちがおきる。弁護士 にとっても社会にとっても、努力について楽 観的な姿勢をとることが可能となる。

と言い、その最後の二つの纏めは、次のごとくで ある。

- ・良心は不十分でありうる。しかし、それは 是正されることができる(184, 189, 255 頁)。良心は発展する(166, 189, 256, 269頁)。
- ・優れた規範的判断をする努力を続けること により、優れた規範的判断をするという習 慣を身につけることが可能である(260 頁)。個人にとってだけでなく、社会全体 にとっても、少しずつ前進することが可能 である (242頁)。

――これについて、若干記しておきたい。授業で 学生相手に重要事項だけは確実に理解しておいて 貰いたいとの思いから、運動、楽器演奏、語学な どを例に出してよく説明する。100メートルを10 秒台で走り切るということは並大抵のことではな い。だからこそ、10秒の壁とか取り沙汰される 訳だし、競技で話題になる。15秒くらいならそ う珍しい記録ではあるまい。それを少しずつ早く していく。そのためには、スタートから始まり、 中盤からの加速であるとか、様々な訓練を選手は 積むことであろう。トラック以外での基本的な身 体作りも欠かし得ないことでもあろう。ピアノ演 奏にしても、名古屋はとくにそうした面での関心 が高いと聞く。しかし、関心が高いだけではもち ろん演奏が上達する訳ではなく、実際には(もち ろん環境が、条件が整っていればそれだけ有利に なりプラスに作用する)本人の練習への取り組む 姿勢、そして実際に払われる努力がものを言う。 見事な演奏の背景には膨大な訓練・努力・それを 成し遂げる意志力が控えている。いわゆる語学学 習とて同様であって、楽して習得する人などいな い。弛まぬ努力が此処でもものを言う。それをス コラ学者たちは、今・此処での具体的行為が発現 するのは、その土台となるものがあるからであり、 その土台がこの新記録を可能にし、この演奏を可 能にし、この同時通訳を可能にする。その土台を 「習慣」habitusと呼ぶならば、長年の修練の成果 であるこの習慣のお蔭でこうした「今・此処での」 この具体的行為が可能となっている。尤も、チー ターが3秒(少々)で100メートルを走破する速 さにはどんなに破格の訓練をしたアスリートで も、これに届くことは出来ないだろう。人間とし ての能力を超えているからである。要するに、人 間の本質的な能力の許容する範囲内で、しかも、 当人の努力を下敷きに鍛え上げられ、磨き上げら れた習慣の能力が、今此処での具体的行為を可能 にする。精神的・道徳的な行為もそれと同様に考 えられる。人間の道徳的な原理が、すべての人間 に共通普遍に付与されているからには、それぞれ の個人に付与されている synderesis によって(よ り根源的意味での)習慣的に把握されている。そ れを前提に今此処での具体的行為としての良心 (の判断) が下される。そして実際この行為が選 択され遂行される。或いは、選択肢から除外され、 別の行為が遂行される。この一つ一つの行為が誠 実に為されることを通じて、いわば道徳的・倫理 的体制(土台)が習慣づけられていく。節制、自 制心に富んだ人、それに欠ける人、などの違いが 生まれてくる。一つ一つの行為によって、我々は、 自分自身を作りつつあるというのが実情ではなか ろうか。こうしたことを、メスナー自然法論は我々 に、少なくとも私に諭してくれている。

別の書評(『法の理論 35』)で、河見誠青山学 院女子短期大学教授が次のように、

自然法原理の確実性は実は意志決定に依存する(二五八頁)。「我々は、意志のとるその時々の、否、不断の態度、選び取り、によってこそ、すなわち正しいhabitus習慣、徳の形成によって、より善い現実的で人間的な確実性へと近づいてゆくことが出来るであろう。」とされる通りである(二六〇頁)。ここにおいて自然法論は徳倫理に接合する、ということであろう。

と述べられたとき、メスナーの自然法思想を正確 に理解しておられる。

順序は前後するが、「(2) 実務の目的」の項目に 収められた次の二文に関連した感想を記しておこう。

- ・子どもの福祉が問題となる場合、子どもの知識、能力、感性、経験を伸ばすことを守る。子どもが大人になったとき、結婚、出産、子の養育ができるようにすることを守る。子どもが大人になったとき、身体的・精神的自己完成ができるようにすることを守る(223頁)。これらは子どもの場合に特に意識されるが、本当は、何歳になっても同じである。
- ・人間の自己完成は1回限りの行為によって 実現されるのではなく、全生涯に及ぶプロ セスにおいて実現される(225, 259頁)。

一ソクラテス学徒でキリスト教徒の村井実氏は、多くの問題提起をこれまで投げ掛けてきており、大変参考になる(『教育学入門』上下巻、『人間と教育の根源を問う』ほか多数)。今ここではその根本にある慧眼にのみ着目すると、教育について考えて取り組む際に、(1)(便宜的に与えられ得る)約束定義でも(教育学者の特殊な目論見を予め織り込んだ)プログラム定義でもなく、発生的な定義を提唱している。

「わが子を善くしようと思わない親はいない。 若者たちが善く育つことを願わないおとなは いない。獣を追い、山野に自生する天然の食 用植物を採取して生きていた自然民の時代か ら、現代にいたるまで、人間は、親としても 社会人としても、一貫してこの同じ意欲をも ちつづけてきた。この意欲に支えられたもろ もろの活動を、私たちは『教育』と呼んでい るのであるが、その意味で教育は、もともと 若者の善さを願う人間とともにあったし、今 後もまた、そうした人間とともにあるのだ、 ということができる。|(『教育学入門』上巻、 17頁)

こうした理解をもとに、教育とは、「子供たちを 善くしようとすること、或いは、子供たちを善く しようとして人間が行う子供たちへの働きかけ」 であるという、独特の定義が与えられる。この定 義中には既に二つの課題が明示されている。一つ は、「善く」「善さ」をどう捉えるかという問題で あり、もう一つは、「子供たち」をどう捉えるか という問題である。「善さ」への問いと「人間」 への問いと言い換えてもよい。両問題ともきわめ て原理的で困難な問題である。ここでは、「善さ」 に関しては、子供たち(即ち、我々人間)には「善 さへの働き」が内在しており、それは「構造的な 働き」として発揮されると村井実氏が構想してい ること、「構造的」とは「効用性」、「相互性」、「無 矛盾性」、「美」によって構成される三角錐構造に 関わっているということを指摘するだけに止めて (拙稿「『善さ』を志向する人間本性」『南山法学』 第31巻第1・2合併号を参照されたい。)、第二の 問題に少し触れておく。

「子供を善くしようとする」試み(活動)にお いて、その相手である子供をどう考えるか、要す るに、「対象像としての子供像(人間像)」をどう 考えるかという問題がある。大雑把に図式化して 言うと、次のようになろう。長い期間にわたって、 伝統的に、「もの」として子供を捉えるという教 育を構想する考え方があった。陶冶とか染色に擬 えて教育を考える形式である。「もの」としての 子供像と呼べる。次に、「植物」に子供を見立て

て教育を考える。植物栽培をモデルとする考え方 で、そこでは、「植物」としての子供像が前提さ れている。しかし、放任することは教育ではない だろう。次に登場するのが、子供を「動物」とし て取り扱う科学的な教育である。これは言わば飼 育としての教育を科学的に大々的に推進する形式 である。しかしながら、飼育の知見に基づく限り、 いくら子供一人一人の個性を重んずると言って も、真に人間的な教育は踏み出されないのではな いか。これが村井氏の問題提起である。そして「ど こまでも『善さ』を求め、決定しながら生きる、 その意味での『善く生きようとする』人間という 人間像」を提唱するに至った(『人間と教育の根 源を問う』133-134頁、『教育学入門』上巻、190-192頁)。

教育の発生的定義を一瞥したところであるが、 教育を「人格形成」に関わる仕事と捉える見方も 一般的に通用していると思われる。捨て難い考え 方でもあるので、村井氏の著作によりながら(『教 育学入門』下巻、37-97頁)、少しだけ触れてお きたい。従来の捉え方の特色ないし傾向は、人格 の機能や構造に関する研究と並んで(シュプラン ガー、ユングなど)、人格の形成過程についての 研究がなされる中で(フロイト、レヴィンなど)、 人格形成上の「過ぎた過程」の事実に注目してこ れを対象としている点に存する。しかし、教育は、 特定の「過ぎた過程」を担う特定の客体(子供た ち、人間) に対して、主体(親、教師、社会、そ の他の様々な団体)が新たに特定の意図を以て[こ れは、言うまでもなく、「善さ」への内発力を促 進するように意図してという趣旨である]「働き かける」ときに・そこにおいて初めて生ずる。教 育という限りは、「この新たな働きかけによって 新たに生ずる人格形成の過程を、しかも新たな事 実として見るもう一つの目を」持たねばならない。 ところが、過去の研究の多くは、「過ぎた過程」 への目だけで進められてきた。

人格が「過ぎた過程」として見られ得るとして も、その「過ぎた過程」自体が人格の「形成的過 程 | の非連続的な連続に外ならない。「人間が不 断に形成の過程にあらざるを得ないかぎり、人間 の『人格』とその『形成』過程の研究においては、

つねに同時に『形成的過程』への関心が失われて はならない | と村井氏は主張する(下巻、51頁)。 こうした問題関心から、村井氏は、人格形成に関 して人格の「過ぎた過程」に着目したフロイトの 生物学的に解された、つまり生物学的次元に引き 下げて解された見解や、高次の欲求に着目して自 己実現の衝動と解されたロジャースやマスローの 見解を高次元において統合して、その原型がプラ トンに見られるエロス的人間=「善さ」への人格 という氏独自の人格観を説くに至った。「人格の 自己実現への動きが、自然的にすでに『善さ』に 目標づけられているとすれば、人格への『形成』 を志すものにとっては、この自然的な動きをどう して援助し促進するかが最後的に重要な問題とな る」(下巻、65頁)。前に紹介した教育の発生的定 義の背景にはこうした考察がある。そしてここで 理解された人間は、生物(学)的人間像や動物(学) 的人間像や経済(学)的人間像をも己の下位像と して含み持つところの、道徳的人間像において透 視されてくる人間に外ならない(下巻、67-82頁)。

「道徳的人間像と他のさまざまの日常的および科学的視点からの人間像との関係は、上記に例示した以外のあらゆるもの――たとえば、シュプランガーにならって、『理論的人間』像、『経済的人間』像、『美的人間』像、『社会的人間』像、『権力的人間』像、『宗教的人間』像というふうに大別してもよい――に関しても、まったく同様に考えられる。つまり、それらのすべてが、「『善さ』を問題として生きるもの」という道徳的人間像に対しては、ことごとく下位像として位置づけられることができるのである。」(下巻、81-82頁)

以上に瞥見した村井教育哲学の人間像は、正し くメスナー自然法論の人間像と一致していると言 わねばならない。

米倉弁護士が「(5) 良心」で「良心は自己を自 覚させる(167頁)。良心は、よくない自己、よ りよい自己、自己の全体像、を自覚させる(168, 187,218頁)。」と引用されている箇所、及び「(2) **実務の目的**」と関連するメスナーの興味深い一節 を訳出して紹介しておく。

「人間はまた自らの行為の動機をいよいよ深 く極めようと努め、その度に改めて最高の自 己の要求に比較してみたときに自己の動機の 純粋さが如何に欠けたものであるかというこ とを知って驚かされるのである。人間は、例 えば他者に対する行為において無私性に度合 いがあることを知り、更にそれを認識するや 直ちにより善き自己がより高い度合いでの行 為を常に要求することを知る。『より善き』 自己像とは、それ故に実のところ自分自身が 到達している現在の姿と比較して『より善き』 自己の像である。人間の自己完成の過程にお ける創造的課題というものは、それ故に、生 命の息吹が途絶えていない限り、終わること のない課題である。」(Johannes Messner, Die Widersprüche in der menschlichen Existenz, S. 143)

「3 学問としての自然法論」について書かれていること(「(3) 人間と社会の関係について」及び「(4) 表現について」)は、(共同善については、別稿で幾度か論じたことはあるものの、確かに本書に限ってみる限りでは)その通りであるとお答えしておく。

最後の「4 印象深い言葉」を読んでみて、なるほど、そうだ、こういう観点から(即ち、アンソロジーという形式を借りて)メスナーを伝える方法があった、と想到した。そうした先例として、ヨセフ・ピーパー編著(フリードリヒ・ビールブセ訳)『トマス・アクィナス 言葉の鎖』(エンデルレ書店、昭和35年、昭和51年第四版)を推奨しておきたい。